

① 都市計画道路内外に渡る建築物の分離工事その他の補修工事について

都市計画道路等の事業用地収用に伴い、既存建築物の一部を除却した場合、除却工事が行われた後の残存建築物を建築基準法に適合させるための改修工事が必要となる場合があります。

当該工事が、増築等確認申請を伴わない軽微な内容の改修工事であるならば、改修工事をするには問題はありません。

なお、増築、改築、大規模な修繕等確認申請を伴う工事の場合は、担当までご相談ください。

② 既存不適格であることの証明について

上記の工事が施された物件について、公的に残存建築物が既存不適格建築物であることを証明する証明書はありません。

技術的助言等 平成17年6月1日付 国住指第667号技術的助言

参考文献等

-